

知多半島圏域水防災協議会規約

(名称)

第1条 本会の名称は、知多半島圏域水防災協議会（以下「協議会」という。）という。なお、協議会は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会とする。

(目的)

第2条 全国的に現状の河川的能力を超える大規模な水害が頻発していることから、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組が進められている。なかでも県などが管理する中小河川においては、国の管理河川ほど整備水準が高くないことや、集中豪雨等により急速に水位上昇する場合があるなど、大河川とは異なる特性への対応が求められている。

本協議会は、知多半島圏域における愛知県管理河川において、河川整備を着実に進めるとともに、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指し、愛知県、圏域内市町、水防管理団体、名古屋地方気象台等が、減災への目標を共有し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

(協議会の対象河川)

第3条 協議会の対象河川は、別表－1のとおりとする。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会において協議する事項は、次のとおりとする。

- 1) 洪水などの水害リスク情報と現状の減災に係る取組状況等の共有
- 2) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動を実現するために各構成員が取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成
- 3) 「地域の取組方針」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ

(協議会の構成)

第5条 協議会は、別表－2の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は会長が行う。
- 3 協議会は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表－2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を求めることができる。
- 4 会長は、会長代行を指名することができる。

(幹事会の構成)

- 第6条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。
- 2 幹事会の構成は、別表－3の職にある者をもって構成する。
 - 3 幹事会の運営、進行及び招集は幹事長が行う。
 - 4 幹事会は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表－3の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を求めることができる。

（分科会の設置）

- 第7条 「協議会の実施事項」の内、特定の協議会会員で検討する事項が生じた場合は、分科会を設置することができる。
- 2 分科会は、検討事項に応じて関係する幹事で構成する。
 - 3 分科会は、幹事長が指名する者が主宰する。

（会議の公開）

- 第8条 協議会は、原則として公開とする。ただし、内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。
- 2 幹事会及び分科会は、原則非公開とする。

（協議会資料等の公表）

- 第9条 会議資料等については、原則として事務局より公表する。ただし、個人のプライバシーに関わる場合などは、その一部又は全部を非公表とする。

（事務局）

- 第10条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
- 2 事務局は、愛知県建設局河川課、知多建設事務所河川港湾整備課が務める。

（雑則）

- 第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

（附則）

本規約は、平成29年 2月15日から実施する。
本規約は、平成29年 5月29日から実施する。
本規約は、平成29年11月 7日から実施する。
本規約は、令和元年 5月28日から実施する。
本規約は、令和3年 1月28日から実施する。
本規約は、令和3年 5月12日から実施する。
本規約は、令和4年 5月16日から実施する。
本規約は、令和6年 5月29日から実施する。
本規約は、令和7年 5月 日から実施する。

別表一 1 協議会の対象河川

水系名	河川名		水系名	河川名	
(二)稗田川	稗田川		(二)大川	大川	
(二)阿久比川	阿久比川	○	(二)五宝川	五宝川	
	矢勝川		(二)山海川	山海川	
	前田川		(二)内海川	内海川	
	福山川		(二)山王川	山王川	
	草木川		(二)稲早川	稲早川	
(二)十ヶ川	十ヶ川			鵜の池川	
	英比川		(二)矢田川	矢田川	
(二)神戸川	神戸川			前山川	
(二)石川	石川		(二)日長川	日長川	
(二)堀川	堀川			鍛冶屋川	
(二)新川	新川		(二)信濃川	信濃川	
(二)布土川	布土川			横須賀新川	
(二)新江川	新江川				

対象河川数：27河川

凡例 ○：水位周知河川

別表―2 知多半島圏域水防災協議会 会員

	構成機関・役職
会長	愛知県建設局 局長
副会長	愛知県防災安全局 局長
会員	半田市 市長
会員	常滑市 市長
会員	知多市 市長
会員	阿久比町 町長
会員	南知多町 町長
会員	美浜町 町長
会員	武豊町 町長
会員	愛知県 建設局 治水防災対策監
会員	愛知県 知多建設事務所 所長
会員	気象庁 名古屋地方気象台 台長
オブザーバー	国土交通省 中部地方整備局 河川部 地域河川課 課長

別表―3 知多半島圏域水防災協議会幹事

	構成機関・役職		
幹事長	愛知県 建設局 河川課長 ※（担当課長）		
副幹事長	愛知県 防災安全局 防災部 災害対策課長		
		（防災担当）	（治水担当）
幹事	半田市	総務部防災監	建設部長
幹事	常滑市	総務部防災危機管理監	建設部長
幹事	知多市	総務部長	都市整備部長
幹事	阿久比町	総務部長	建設経済部長
幹事	南知多町	総務部長	建設経済部長
幹事	美浜町	総務部長	産業建設部長
幹事	武豊町	総務部長	建設部長
幹事	愛知県 知多建設事務所 河川港湾整備課長		
幹事	愛知県 知多県民事務所 県民防災安全課長		
幹事	名古屋地方気象台 防災管理官		
オブザーバー	国土交通省 中部地方整備局 河川部 地域河川課 課長補佐		

※幹事長が不在の場合は（ ）の者が幹事会の運営、進行を行う。